

青森・岩手県境不法投棄現場の跡地利用 および周辺地域振興策の検討

八戸工業大学 学生会員 ○ 金田 薫
八戸工業大学 正会員 矢澤一樹
八戸工業大学 正会員 金子賢治
八戸工業大学 フェロー会員 熊谷浩二

1. はじめに

青森県と岩手県の県境に産業廃棄物の不法投棄現場が存在することが平成 11 年 11 月に明らかになった。両県にまたがる原野 27ha に総体積 87 万 t（青森県側 67 万 t，岩手県側 27 万 t）が不法に投棄された。この不法投棄問題は、青森県および岩手県のおおので、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期限内完了を目指して、平成 15 年度から 10 年間で全量撤去・処理を実施する計画であるが、現在はその途上にある。平成 24 年度までに撤去作業が行われ、その後原状回復をする計画となっている。跡地利用は原状回復作業が終了しだい開始される計画になっており、具体的な跡地利用案はまだ決定されていない。

本研究では、2つの県にまたがる不法投棄現場の周辺住民と代表される市を対象として住民アンケートを実施し、跡地利用案について検討する。

2. 調査概要

現場周辺の青森県および岩手県の住民（八戸市・田子町・二戸市）と両県の県庁所在地（青森市・盛岡市）及び八戸市を対象とし、電話帳から系統抽出により田子町約 250 件、二戸市約 340 件、青森市・八戸市・盛岡市にはそれぞれ約 600 件の住民にアンケートを送付した。2008 年 1 月 16 日に郵送によりアンケートを送付し、締め切りを 1 月 31 日に設定したが本文では 1 月 25 日までに回収したものを集計した。回収量は全体で 481 件で、内訳は、青森市 85 件、八戸市 106 件、田子町 50 件、青森県のその他の地域 35 件、盛岡市 114 件、

二戸市 50 件、岩手県のその他の地域 32 件であった。その他の地域にはアンケートの送付を行っていないが、転居にともない対象地域外になった住民にアンケートが転送されたものと考えられる。

実施したアンケート調査の項目は大別して、(1) 回答者の属性、(2) 跡地利用案について、(3) 挙げられた跡地利用案への意見、(4) 原状回復・環境再生・地域活性化に対する意見の 4 つである。

本アンケート調査における項目 (2) については、図-1 のような形式で、表-1 に示す案 (a)～(g) までの 7 つの跡地利用案に対する評価を 5 段階で質問した。また複合環境施設はその組み合わせを変え、最も良いと思うものを選択してもらうこととした。

3. 調査結果と考察

(1) 調査対象の個人属性

回答者の性別は男性の割合が多くなっており、男性が 80.9%，女性が 16.8%であった。回答者の年齢は 20 代が 0.8%，30 代～40 代が 11.9%，50 代～60 代が 57.2%，次に 70 代以上の 28.1%となっており、50 代～60 代が最も多く、50 代以上だけで 85.3%を占めた。

回答者の居住地域の割合は、盛岡市・田子町が 19%，

表-1 設問項目

No.	跡地利用案	条件
(a)	更地	面積 27 万 m ² ，費用負担額 0 円
(b)	植林	面積 27 万 m ² ，費用負担額 20 円
(c)	中規模公益 廃棄物処理場	面積 9 万 m ² ，容積 12.7 万 m ³ ， 費用負担額 530 円
(d)	小規模公益 廃棄物処理場	面積 5.2 万 m ² ，容積 6.9 万 m ³ ， 費用負担額 250 円
(e)	小規模環境 教育施設	面積 0.22 万 m ² ， 費用負担額 250 円
(f)	大規模環境 教育施設	面積 0.5 万 m ² ， 費用負担額 400 円
(g)	複合環境施設	廃棄物処理場と環境教育施設など を組み合わせたの複合施設
	複合環境施設 A	(c) と (e) の複合環境施設
	複合環境施設 B	(d) と (e) の複合環境施設
	複合環境施設 C	(c) と (f) の複合環境施設
	複合環境施設 D	(d) と (f) の複合環境施設

1-1 下記の跡地利用案に対してどのように感じますか。あてはまるものに○を付けてお答え下さい。

(a) 更地（面積 27 万 m²，費用負担額 0 円）

不法投棄廃棄物の全量撤去と処理施設の撤去後、掘削地に盛土をして平地にし、そのまま放置するとして、費用がほとんどかからず、時間をかけて自然に回復すると考えられます。ただし、地域振興に対するメリットは何もありません。

1. 非常に良い 2. 良い 3. 普通 4. 悪い 5. 非常に悪い 6. わからない

図-1 項目 (2) に関する設問例

続いて八戸市が18%，青森市・二戸市は14%となった。回答者の職業は就業者は68.6%，無職の人は29.1%であった。就業者のうち，最も多かったのは会社員の19.8%で，次いでその他自営業の13.7%，農業の11.0%が挙げられる。

(2) 調査対象の跡地利用案に対する回答者の評価

その結果について図-2に示す。図の縦軸は跡地利用案，横軸は回答率である。まず，(a)～(g)までの7つの案の中で，非常に良いあるいは良いと回答した人の比率が高い案は案(b)の植林で約70%であった。植林をして自然を復元することに賛成する人が非常に多いものと考えられる。これに対して(a)の更地にする案に良い回答をしている人は約35%程度であり，跡地を更地にして放置することに積極的に賛成する人は比較的少ない。

跡地利用案(c)および(d)は，現在の廃棄物処理施設を利用して公益廃棄物処理施設を建設しようとする案であるが，(c)の中規模案の方が(d)の小規模案より良いと回答している人が多い。このことから，建設するのであれば処理能力の高い廃棄物処理施設が望まれていると考えられる。案(c)には約45%の人が良い印象と回答しており，予想より多く，特に(a)の更地と比較しても多くの人が良いと回答している。

跡地利用案(e)および(f)は廃棄物不法投棄資料館や公園，リサイクルプラザなどを併設した環境についての啓蒙を行う環境教育施設提案するものであるが，小規模施設の方が良いと回答した人が多い。案(e)の良いと回答した人の比率が約48%であり，賛成の人も多いがそれほど規模の多きくないものが望まれている。

図-3に環境教育施設と廃棄物処理施設等の複合施設に対してその組み合わせを選択した結果を示す。同図から中規模の廃棄物処理施設と小規模環境教育施設を併設した複合環境施設Aを最も良いと回答する人が最も多く，上記の(a)～(f)の設問項目の結果とほぼ同様の結果となった。

以上のことから，廃棄物不法投棄現場の跡地利用に関して，植林をして元の状態に復元するといった意見が最も多いものの，廃棄物処理施設や教育施設など何らかの施設を建設することに肯定的な人も多いことがわかった。また，何らかの施設を建設する場合，中規模の公益廃棄物処理施設と小規模の環境教育施設を併設し周囲に植林を施すような施設がもっとも受け入れられる案であると考えられる。ただし，跡地利用案に

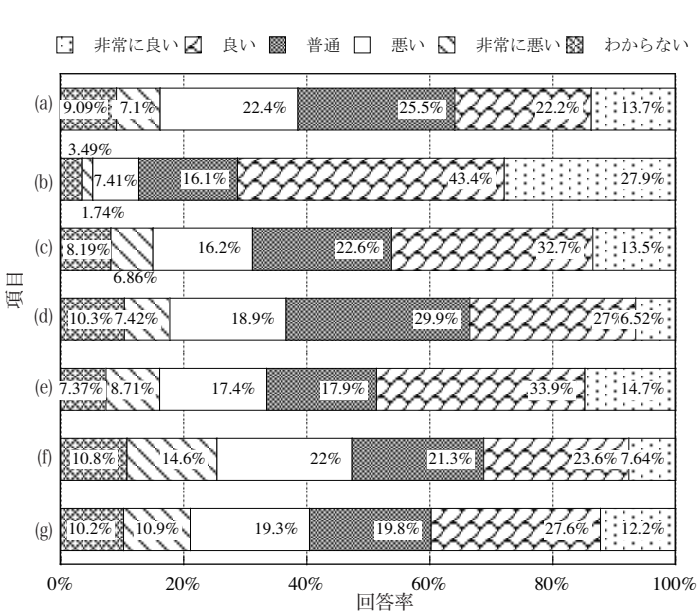


図-2 跡地利用案に対する回答

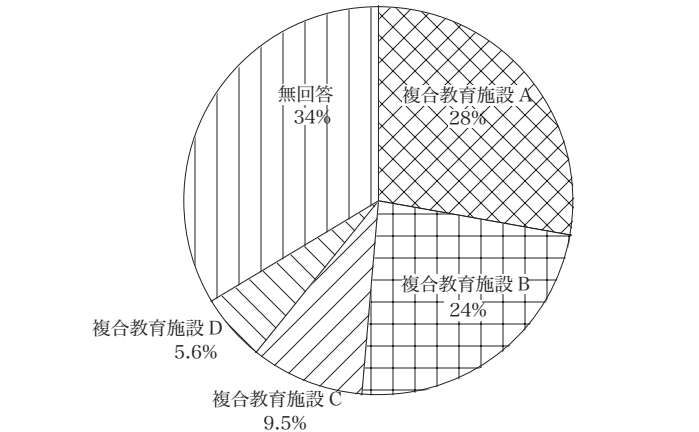


図-3 複合環境施設の回答内訳

に対する意見の自由記述欄には，「廃棄物処理施設を建設すべきではない」といった意見や，「環境教育施設を運営しても集客が望めるのは始めだけ」「何もしなくて良い」といった施設建設に反対する強い意見も記述されており，住民への適切な説明や合意形成が課題となる。

4. おわりに

本研究では，青森・岩手県境廃棄物不法投棄現場の跡地利用に関しての住民アンケート調査を実施した。植林をして自然に近づかせるといった意見が最も好まれているが，何らかの施設建設に対しても肯定的な意見も多く得られている。今後，職業別・地域別のクロス集計をすることでより跡地利用に関する意見について詳細に分析したい。

謝辞： アンケートに協力していただいた方々に深く感謝いたします。また，本研究は「文部科学省ハイテク・リサーチ・センター整備事業(平成 15-19 年度)」により行われたものである。